

| タイトル(書名) | 章:節 聖句 [検索対象総数 : 31 / 聖句等の総数 33250 (二十歳)31個] | 聖書Navi Active 393128091 (新共同訳) [検索語彙 : 二十歳] |
|----------|--|---|
| K 出エジプト記 | 30:14 登録を済ませた二十歳以上の男子は、主への献納物としてこれを支払う。 | |
| K 出エジプト記 | 38:26 この額は二十歳以上の登録された者の総数、六十万三千五百五十人が一人当たり一ベカ、すなわち聖所のシケルで半シケルをささげたものに当たる。 | |
| K レビ記 | 27:3 その相当額は二十歳から六十歳までの男子であれば、聖所のシケルで銀五十シケルである。 | |
| K レビ記 | 27:5 五歳から二十歳の人々の相当額は、男子銀二十シケル、女子銀十シケルである。 | |
| K 民数記 | 1:3 あなたとアロンは、イスラエルの中から兵役に就くことのできる二十歳以上の者を部隊に組んで登録しなさい。 | |
| K 民数記 | 1:18 第二の月の一日、共同体全体を召集し、二十歳以上の男子を氏族ごとに、家系に従って一人一人点呼し、戸籍登録をした。 | |
| K 民数記 | 1:20 兵役に就くことのできる二十歳以上のすべての男子を氏族ごとに、家系に従って一人一人点呼し、戸籍登録をすると、イスラエルの長子ルベンから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:22 兵役に就くことのできる二十歳以上のすべての男子を氏族ごとに、家系に従って一人一人点呼し、戸籍登録をすると、シメオンから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:24 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ガドから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:26 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ユダから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:28 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、イサカルから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:30 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ゼブルンから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:32 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ヨセフの子のうち、エフライムから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:34 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、マナセから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:36 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ベニヤミンから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:38 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ダンから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:40 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、アシエルから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:42 兵役に就くことのできる二十歳以上の者を氏族ごとに、家系に従って戸籍登録をすると、ナフタリから生まれた子孫については次のようになる。 | |
| K 民数記 | 1:45 イスラエルの人々のうち、家系に従って登録された者はすべて、イスラエルの中から兵役に就くことのできる二十歳以上の者であって、 | |
| K 民数記 | 14:29 お前たちは死体となってこの荒れ野に倒れるであろう。わたしに対して不平を言った者、つまり戸籍に登録をされた二十歳以上の者はだれ一人、 | |
| K 民数記 | 26:2 「イスラエルの人々の共同体全体の中から、イスラエルにおいて兵役に就くことのできる二十歳以上の者を、家系に従って人口調査しなさい。」 | |

| タイトル(書名) | <p style="text-align: right;">聖書Navi Active 393128091 (新共同訳) [検索語彙：二十歳]</p> <p>章:節 聖句 [検索対象総数：31 / 聖句等の総数 33250 <二十歳>31個]</p> |
|----------|---|
| K 民数記 | 26:4「主がモーセに命じられたように、二十歳以上の者を数えなさい。」エジプトの国から出て来たイスラエルの人々は、 |
| K 民数記 | 32:11『エジプトから出て来た者のうち二十歳以上の者は、一人として、わたしがアブラハム、イサク、ヤコブに誓った土地に入らせない。わたしに従いとおさなかったからである。』 |
| K 列王記下 | 16:2 アハズは二十歳で王となり、十六年間エルサレムで王位にあった。彼は父祖ダビデと異なり、自分の神、主の目にかなう正しいことを行わなかった。 |
| K 歴代誌上 | 23:24 以上がその家系によるレビの子ら、すなわち一人一人名を挙げて数えられ、登録された家系の長で、主の神殿の奉仕を職務とする二十歳以上の者であった。 |
| K 歴代誌上 | 23:27 これがダビデの最後の言葉によって数え上げられた二十歳以上のレビ人であり、 |
| K 歴代誌上 | 27:23 ダビデは二十歳以下の者を人口に加えなかったが、それは主がイスラエルを空の星のように数多くすると約束されたからである。 |
| K 歴代誌下 | 25:5 アマツヤはユダの人々を召集し、ユダ族とベニヤミン族のすべての人々を家系に従って千人隊の長および百人隊の長のもとに配属した。二十歳以上の者の数を調べたところ、槍と盾を携える戦闘員として三十万の若者がいることが分かった。 |
| K 歴代誌下 | 28:1 アハズは二十歳で王となり、十六年間エルサレムで王位にあった。彼は父祖ダビデと異なり、主の目にかなう正しいことを行わなかった。 |
| K 歴代誌下 | 31:17 祭司はその家系に従って、レビ人は二十歳以上の者が、その組ごとの任務に従って登録されていた。 |
| K エズラ記 | 3:8 エルサレムの神殿に帰った翌年の第二の月に、シェアルティエルの子ゼルバベルとヨツァダクの子イエシュアは彼らの他の兄弟たち、祭司とレビ人、および捕らわれの地からエルサレムに帰って来たすべての人と共に仕事に取りかかり、二十歳以上のレビ人を主の神殿の工事の指揮に当たさせた。 |